

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	二〇三
告示	森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件	二〇三
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件	二〇四
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件	二〇四
	保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二〇五
	保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件	二〇五
	道路の区域を変更するため当該通知の内容を掲示した件五件	二〇六
	道路の供用を開始する件三件	二〇七
公告	肥料の検査の結果の概要を公表する件	二〇八
	土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	二〇八
	随意契約の相手方を決定した件	二〇九
	福島県内水面漁場管理委員会	二〇九
	こいの持ち出し等について指示する件	二一〇
	こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	二一〇
	平成三十年年度目標増殖量を定めた件	二一一
	漁業法により公聴会を行う件	二一一
正誤		二一一
	平成三十年一月二十三日付け定例第二千九百七十号中	二一四

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営関川窪団地の項中「から三号室まで」を「二号室」に改め、「二十六号室から二十八号室まで、三十一号室、三十四号室」を削り、「二号室、四号室」を「四号室、五号室、七号室」に、「十二号室、十四号室から十六号室まで」を「十三号室、十六号室」に、「四号室」を「の三号室、四号室」に、「二十五号室、二十九号室、三十号室、三十二号室、三十三号室及び三十五号室」を「及び二十五号室」に、「三号室、十一号室、十二号室」を「から三号室まで、六号室、十一号室、十二号室、十四号室、十五号室」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

（建築住宅課）

告示

福島県告示第百二十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 福島県一円
 - 2 期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
 - 松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 - 一 の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由
 県内一円 of 松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見ても、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円 of 松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市熱塩加納町宮川字南大平二八四四の一から二八四四の三四まで、山都町相川字上ノ山乙六六、乙六八、字道目乙五三八、字蟹沢甲三三〇七の一、甲三三〇八の一、甲三三〇九の一、甲三三一〇から甲三三一二まで、甲三三一一四から甲三三一九まで、甲三三二二から甲三三二四まで、甲三三二六の乙号、甲三三二七の一、甲三三三三の二、丙八一五、耶麻郡猪苗代町大字若宮字馬立場乙一四二三の七、乙一四二三の八
 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに喜多方市役所及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字戸赤字土羅入一二〇四の七から一二〇四の一六から一二〇四の二二まで、一二〇四の三九、一二〇四の四一、一二〇四の四二、一二〇四の四四、一二〇四の七五
 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡榎葉町大字上小墾字センベイの一の七一、一の九八、一の九九、一の一三四、一の一五三、一の一五五、一の一五八、一の一五九、一の二七九から一の二八一まで、一の二二四、大字井出字立石二七の一、八二、字八石七三の二
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、榎葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び榎葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

長谷川義雄 渡部利江 長谷川政市

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第三十九号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

菊地直吉 芳賀留五郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第十八号）によること。

（森林保全課）

（森林保全課）

福島県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

新田云 新田光

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第二十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

大谷正信 大谷正信

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第二千九十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡辺利左衛門 渡辺喜八
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第二千九十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字上野一三六番一地从 から 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前	A 五・五 B 二八・一	九三五・七
		変更後	A 五・五 B 二八・一 九・二 五八・四	一、〇一四・九

（道路計画課）

福島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字上野一三六番一地从 から 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前	A 五・五 B 二八・一	九三五・七
		変更後	A 五・五 B 二八・一 九・二 五八・四	一、〇一四・九

（道路計画課）

福島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道十日 市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字日照田二五番地先か ら 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前	A 五・五 B 一九・七	六一四・八
		変更後	A 五・五 B 一九・七 九・二 二九・三	五一九・七

字南二八番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道十日 市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字日照田二五番地先か ら 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前	A 五・五 一九・七	六一四・八
		変更後	B 九・二 二九・三	五一九・七
		変更後	B 九・二 二九・三	五一九・七

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道中ノ 沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字蚕 養字沼尻山甲二八五五	変更前	A 九・八 二九・〇	九二・五
		変更後	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

番二二地先から
同 郡同 町大字蚕
養字沼尻山甲二八五五
番二二七地先まで

変更後

A 九・八 二九・〇	B 四・三 二四・九
九二・五	九六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林字上野一三 六番一地先から 同 郡同 村大字高林字南二八番 地先まで	平成三〇年二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道十日市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林字日照田二 五番地先から 同 郡同 村大字高林字南二八番 地先まで	平成三〇年二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山 甲二八五番二二地先から 同 郡同 町大字蚕養字沼尻山 甲二八五番二一七地先まで	平成三〇年二月二十七日

(道路計画課)

公 告

公告第三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十九年七月から同年八月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

平成29年7月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	株式会社ヘレナ・インターナショナル	馬有機肥料	0.3	0.2	0.2	44	

平成29年8月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	
堆肥	荒川産業株式会社	オーガニック2号、コンポストオーガ	2.6	4.9	2.0	17	
堆肥	荒川産業株式会社	エコまるA、コンポストA、Pet/バランスアップ	1.2	0.8	0.4	18	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比
(農業総合センター)

公告第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成三十年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
小川町土地改良区

就任した清算人

役別	氏名	住所
清算人	草野 弘嗣	いわき市小川町高萩字家ノ前一八番地
同	根本 藏	市川前町下桶売字藪ノ上二九番地
同	平塚 宏	市小川町塩田字南一〇三番地
同	長谷川 章	市小川町柴原字永久保八八番地
同	草野 宗弘	市小川町下小川字寺内一番地の一
同	草野 貞幸	市小川町上小川字表一五番地
同	會川 和美	市平赤井字日渡三三番地
同	宮内 喜三	市平赤井字大門六二番地

(農村計画課)

公告第41号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月27日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年1月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額
14,040円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総 務 課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年二月二十七日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（平成三十年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成三十年二月二十七日

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成三十年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成三十年二月二十七日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28	28	—	3,500	—	8,400	5,600	—	700	20
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210	210	—	42,000	—	37,100	22,400	—	5,390	30
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	453,800	24	513,800	585,200	32,200	10,740	245

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。
平成三十年二月二十七日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 佐川 泉

一 期日及び場所

(一) 期日
平成三十年五月十八日 午後二時

(二) 場所

郡山市日和田町高倉字下中道一一六番地 福島県農業総合センターゼミ室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第一項の規定による第二種区画漁業権の免許の内容等の事前決定に関する事項

三 公述者となりうる者の範囲

別表に掲げる漁場における漁業者及びその他利害関係のある者

四 公述の方法

公述者になろうとする者は、住所、氏名及び職業並びに発言要旨を記載した文書を、当委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会前三十分とする。

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、当委員会において選ぶものとする。
別表

漁場の位置	漁場の区域
本宮市青田字碓森五三七	大谷池
本宮市青田字古城久保	銭瓶池
本宮市岩根字池前一八六	大池
郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一	上ノ池
郡山市富久山町久保田字北谷六八	善宝池
郡山市字山崎	五百淵池
郡山市深沢二九三	酒蓋池

郡山市大槻町字美女池	美女池
郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池
郡山市大槻町字中ノ平南	新池
郡山市安積町笹川字荒池	荒池
郡山市安積町成田字丸山二四	知行池
郡山市安積町成田字長山	海道池
郡山市安積町荒井字大久保八九	大久保池
郡山市安積町荒井字萬海	万海池
郡山市安積町成田字長山	馬場池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池
郡山市三穂田町川田字高野	高野池
郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下ため池
郡山市三穂田町駒屋字中沢	長池
郡山市三穂田町川田字上板橋	新池
郡山市三穂田町富岡字大久保九	大久保池
郡山市三穂田町富岡字南池上	三本木南池
郡山市三穂田町富岡字北池上	三本木北池
郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池

正 誤

郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池
郡山市逢瀬町多田野字下北沢二	北沢ため池
郡山市逢瀬町河内字山田一二〇	山田池
郡山市逢瀬町河内字鳥井戸一〇二	堂尻ため池
郡山市逢瀬町多田野字堀口二三三	本沢池
須賀川市越久字延命池二〇	延命池
須賀川市舘ヶ岡字上ノ池二五の一	上の池
須賀川市西川字笹平四八	笹平池
須賀川市越久字真米二二	真米池
須賀川市袋田字子は清水四四	北の内池
西白河郡矢吹町字松房四一	松房池
西白河郡矢吹町字大久保四六	牡丹池
西白河郡西郷村大字真船字赤坂五の二	赤坂ため池
西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	黒森ため池
南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	石の宮ため池
南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八の一	北沢ため池
南相馬市小高区川房字猿田一三七	大谷ため池

○平成三十年一月二十三日付け定例第二千九百七十号中

ページ	段	行	正	誤
二八	下	一〇	字荒田沢乙一九八一の二三九 (国有林)、乙一九八一の三、 乙一九八一の九二から乙一九 八一の一二二まで	字荒田沢乙一九八一の三、乙 一九八一の九二から乙一九八 一の一二二まで、乙一九八一 の二三九

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成30年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月30日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,500円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

㊞

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。